

医療法人社団木野記念会は、女性活躍推進法に基づき社員が仕事と子育て、介護を両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を作成する。

令和3年就労条件総合調査（厚労省 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室）によると産業別（医療・福祉）の週所定労働時間、労働者1人平均39時間4分。

また、有給休暇の取得については産業別（医療・福祉）において、56.6%であった。

当院においては、週所定労働時間は37時間30分と短く、有給休暇取得率は84.9%で28.3ポイント高い。

男女差がある事項やもちろん取り入れていきたい制度はまだまだあるが、働く時間、有給休暇の取得率については理解を得られるものであると思う。

課題

- 1) 男女の平均勤務年数が男性は10年超、女性は10年未満
- 2) 女性の活躍を実現するために男性の協力が不可欠であるが、当法人では育児休暇を取得する男性職員がほぼいない状況である

計画期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

計画内容

目標：

1) 当法人は、若い世代の職員の割合が少なくこれからさらに若い世代の採用を進めていくにあたり女性職員が安心して出産・育児や長期の就業ができる環境づくりを目指す

目標値：女性職員の育児休業取得率 100%

女性職員の平均勤続年数を10年以上にする

2) 男性職員の育休を奨励していき、対象者へ制度の周知と上司からの働き掛けにより取得実績を目指す

目標値：育児休業を希望する男性職員の育児休業取得率 100%

【女性の活躍に関する情報公開（法人全体）】

項目	男性	女性
労働者に占める男女割合	27%	73%
採用した労働者に占める労働者の割合	19%	81%
管理職に占める女性労働者の割合	71%	29%
男女平均勤続年数	11.3年	9.4年
年次有給休暇の取得率	92.3%	82.4%
女性の育児休業取得率		100%